

事務連絡
平成21年5月22日

各都道府県
指定都市
中核市

障害保健福祉主管課(室) 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課

新型インフルエンザ発生に伴う障害福祉サービスの臨時休業時における
代替サービスの支給手続きについて

平素より障害保健福祉の推進にご尽力賜り誠にありがとうございます。

さて、都道府県等の要請に基づく障害福祉サービスの臨時休業時においては、平成21年5月20日付け事務連絡「新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応等について(追加)」において、必要な場合における代替サービスの提供をお願いしているところです。

その事務連絡1(2)のiにおいて、「障害者自立支援法第30条第1項に規定する特例介護給付費の支給が可能」とありますが、その支給手続きについては、従来どおり、支給決定前のサービス利用分は法定代理受領の対象とはならないので、市町村は、支給決定障害者等から申請書等の提出を受け、支給が必要と認められる場合は支給を行うこととなることを入念的にお知らせいたします。(障害福祉サービス事業所が国民健康保険団体連合会に請求するものではありません)

また、管内市町村及び関係機関等にその旨周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

(照会先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

システム係 丸谷、堀内、相澤、竹入

TEL:03-5253-1111

(内線:3021)

FAX:03-3502-0892

E-mail: syougaisystem@mhlw.go.jp